

鷹栖町農業委員募集要領

鷹栖町農業委員会委員の任期は、令和8年7月19日までであるため、次のとおり鷹栖町農業委員会委員の候補者を募集します。

1 募集内容

募集定員 14名

委員任期 令和8年7月20日から令和11年7月19日まで（3年間）

2 募集方法

- ① 団体等からの推薦（地区、農業関係団体等）
- ② 一般募集

3 募集期間

令和8年3月16日(月曜日)から4月28日(火曜日)まで

※持参する場合は、平日の午前8時30分から午後5時15分までにお越しください。

4 推薦及び応募資格

農業に関する識見を有し、農地等の利用の最適化の推進に関する事項、その他の農業委員会の所掌に属する事項に関し、その職務を適切に行うことができる者で、鷹栖町に住所を有する者（ただし、特別な事情がある場合は、この限りではありません。）

※また、次のいずれかに該当する者は、委員となることはできません。

- ① 破産手続き開始の決定を受けて復権を得ていない者
- ② 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又は執行を受けることがなくなるまでの者

5 身分

鷹栖町の特別職の非常勤職員

6 委員報酬

年額490,000円

7 推薦及び応募手続き

団体等からの推薦、一般募集に応募する者は、所定の様式に必要事項を記載の上、募集期間内に鷹栖町農業委員会事務局へ持参または郵送により提出してください。

様式は鷹栖町農業委員会事務局にあります。（鷹栖町ホームページからダウンロード可）

【提出書類】

○推薦の場合

- ・様式第1号「鷹栖町農業委員候補者推薦届出書」
- ・様式第2号「鷹栖町農業委員候補者承諾書」
- ・候補者の住民票の抄本

○応募の場合

- ・様式第3号「鷹栖町農業委員応募届出書」
- ・候補者の住民票の抄本

8 情報の公開

推薦を受けた者及び募集に応じた者については、法律により情報公開が義務づけられておりますので、募集期間中及び期間終了後に鷹栖町ホームページにて公開いたします。

9 選任方法

鷹栖町農業委員会委員候補者評価委員会が提出された書類にて評価を行い、町長へ評価結果を報告します。町長は、この評価を参考に候補者を決定し、議会の同意を得た上で農業委員を任命します。

(申込先)

鷹栖町農業委員会事務局

〒 071-1290 鷹栖町南1条3丁目5番1号

TEL 0166-74-3628 直通